

長久手市中央図書館窓口等運營業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

第1 目的

長久手市中央図書館では、市民サービス向上のため、貸出、返却、レファレンス、書架への配架等の窓口業務を委託することで、的確かつ円滑な運営を図る。

長久手市中央図書館窓口等運營業務委託の実施にあたっては、価格のみでなく事業者にかかる実務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

第2 業務の概要

1 業務名

長久手市中央図書館窓口等運營業務

2 業務内容

別紙「長久手市中央図書館窓口等運營業務委託仕様書」のとおり

3 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

4 予算概要等

この業務にかかる予算は履行期間（3年間）に対し、133,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）と予定していることから、委託料の積算にあつては、予算の範囲内とすること。

第3 契約担当部局

〒480-1168

長久手市坊の後114番地（長久手市中央図書館）

長久手市教育部 中央図書館

電話 0561-63-8006

FAX 0561-63-8045

e-mail toshokan@nagakute.aichi.jp

第4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、参加表明書提出時において次の要件を全て満たしたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の

規定に該当しない者であること。

- (2) 長久手市入札参加資格において長久手市入札参加資格者名簿（03-16その他の業務委託等）の入札参加資格を有しているものであること。
- (3) 「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) この公告の日から開札の日までの期間において、長久手市指名停止取扱要領に基づく指名停止措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 令和2年度から令和5年度までの間に同様の業務（図書館窓口業務）の実績を3件以上有していること。
- (8) 令和5年4月1日現在、本市と同等以上の人口規模（6万人以上）又は蔵書冊数（25万冊以上）の公立図書館において、本業務と同種の受託成績を有すること。
- (9) 図書館業務に精通し、本業務委託を継続的・安定的に遂行できる能力を有すると認められること。

## 第5 参加表明手続

### 1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

#### (1) 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 事業者の事業概要（運営施設の一覧を含む。）

ウ 決算書等事業者の経営状況を示す書類（直近3年分）

※損益計算書、貸借対照表、監査報告書（該当する法人のみ）

エ 現在運営している施設の中で、運営方針、活動内容、職員体制等、詳しい運営状況を記した資料

(2) 提出期限 令和5年11月28日（火）

(3) 提出場所 「第3 契約担当部局」に同じ

- (4) 提出方法 持参、宅配便又は郵送  
※宅配便又は郵送により参加表明手続を行った場合、参加表明書の電子メール宛てに受領確認のメールを送信する。
- (5) 参加表明手続後に、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式2）を用いた上で、令和5年12月12日（火）（企画提案書提出期限）までに届け出ること。

## 2 参加資格の確認等

### (1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

市は第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和5年12月1日（金）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

### (2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和5年12月6日（水）までの休館日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 「第3 契約担当部局」に同じ

ウ 提出方法 持参に限る。

（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

### (3) (2)の説明を求められたとき、市は、令和5年12月13日（水）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

## 第6 質疑応答等

### 1 本プロポーザルについて質問がある場合においては、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 質問書（様式3）
- (2) 提出期限 公募開始から令和5年11月28日（火）
- (3) 提出場所 「第3 契約担当部局」に同じ
- (4) 提出方法 電子メールにて提出
- (5) 回答日 令和5年11月30日（木）

### 2 質問の回答は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、質問回答書（様式4）において電子メールにて回答するものとする。

る。

## 第7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

### 1 提案内容

企画提案は、次の事項について記載すること。

項目	評価の視点	配点	
1	図書館運営業務委託実績について	・ 県内の実績について ・ 県外で請け負った図書館の施設数 (令和5年11月1日現在)	10
2	図書館窓口等運営に対する基本的な考え方	・ 公共図書館に対する考え方 ・ 立地や環境から見た長久手市の図書館のあり方について ・ 長久手市中央図書館の将来像について	15
3	館内サービスに対する基本的な考え方	・ 館内の雰囲気作りに対する考え方について ・ 利用者のニーズに対する考え方について	15
4	人員配置体制	・ 責任者の配置・指揮系統の確立 ・ 人員配置と勤務のローテーション ・ 司書資格者・実務経験者の配置 ・ 市主体事業での連携・協力体制 ・ 業務従事者の研修体制	20
5	業務に対する具体的な取り組み、考え方	・ 閲覧・貸出サービスに対する取り組み ・ レファレンスサービスに対する取り組み ・ 児童サービスに対する取り組み ・ ヤングアダルトサービスに対する取り組み ・ 苦情処理・利用者間トラブル・迷惑行為対応等館内維持管理に対する考え方 ・ ボランティアとの連携に対する考	20

		え方	
6	連絡調整・危機管理	・図書館職員との連絡調整に対する考え方 ・急病人、地震等災害発生時の対応に対する考え方	10
7	提案金額	・当該契約に対し、適切な提案金額であるか	10
合 計			100

## 2 企画提案書作成時の留意事項

- (1) 書類は日本産業規格によるA4判の規格で作成すること。用紙の向きは縦向き、横向きのどちらでも可とする。長辺2穴綴じで提出すること。
- (2) 横書きで文字サイズは11ポイント以上とする。(ただし、図表等はこの限りでない。)
- (3) 1事業者につき1提案とする。
- (4) 企画提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、長久手市から指示があった場合は除く。
- (5) 参加表明書を提出した後、長久手市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

## 3 提出方法

- (1) 提出期限 令和5年12月12日(火)
- (2) 提出場所 「第3 契約担当部局」に同じ
- (3) 提出方法 持参に限る。  
(郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)
- (4) 提出部数 5部  
提案書データを記録したCD-R等の電子媒体 1部

## 4 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、長久手市情報公開条例(平成13年長久手町条例第24号)の規定による請求に基づき第三者に開示することができるものとする。

## 第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 第9 企画提案の審査方法及び評価基準

### 1 選定委員会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、長久手市中央図書館窓口等運営業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### 2 ヒアリング等の実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

#### (1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明15分、質疑30分の計45分とする。

イ 企画提案追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3人までとする。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

#### (2) 実施及び場所

長久手市岩作城の内60番地1

長久手市役所 会議室棟2階 会議室G

### 3 審査項目及び評価基準

企画提案書等及びプレゼンテーションにより、審査及び評価を行う。なお、提案者の数が1である場合においても審査を行うものとする。

### 4 受託候補者の特定

(1) 評価は、選定委員会で行う。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについてあらかじめ定めた評価基準及び配点に基づいて評価を行う。

(2) 委員1人あたり100点満点、合計300点満点で、各審査委員の採点

の合計点が最も高い者を最優秀提案事業者に決定し、本業務の受託候補者とする。なお、各委員の採点の合計点で180点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から最優秀提案事業者を決定する。

(3) 各委員の採点の合計点が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。

ア 評価項目「5. 業務に対する具体的な取り組み、考え方」の点数が高い者を最優秀提案事業者とする。

イ アも同点の場合は、評価項目「3. 館内サービスに対する基本的な考え方」と評価項目「4. 人員配置体制」の点数の合計が高い者を最優秀事業提案事業者とする。

ウ イも同点の場合は、見積書の金額が低い者を最優秀提案事業者とする。

エ 最低基準点以上の者がいなかった場合は、最優秀提案事業者の決定は行わない。

## 5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全員に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し、説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの休館日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 「第3 契約担当部局」に同じ

ウ 提出方法 持参に限る。

（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和6年1月24日（水）までに説明を求めたものに対し理由説明書を通知する。

## 6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者の特定理由

#### (4) 審査の経過及び審査員

### 第10 契約に関する基本事項

#### 1 契約の締結

- (1) 受託予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

#### 2 契約保証金

免除する。

#### 3 契約書作成の要否

要する。

#### 4 支払条件

毎月後払いとする。

### 第11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
プロポーザルの実施要領の公表	令和5年11月14日(火)
質疑受付	公募開始から令和5年11月28日(火)まで
質疑回答	令和5年11月30日(木)
参加表明書の提出	公募開始から令和5年11月28日(火)まで
参加資格要件確認結果通知	令和5年12月1日(金)
企画提案書提出期限	令和5年12月12日(火)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年12月25日(月)
審査結果の通知	令和6年1月10日(水)
契約締結	令和6年2月1日(木)

### 第12 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断でプロポーザル以外の用に使用しな



い。

**【問合せ先】**

長久手市中央図書館

担当 水野・村田

電話 0561-63-8006

FAX 0561-63-8045

電子メール [toshokan@nagakute.aichi.jp](mailto:toshokan@nagakute.aichi.jp)